

薬生監麻発 0329 第4号
平成31年3月29日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について

法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に際し、診断書の添付を必要とする「業務を行う役員」の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」（昭和57年9月24日付け薬麻第589号厚生省薬務局麻薬課長通知。以下「課長通知」という。）によって、その取扱いを示しているところです。

今般、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号。以下「法」という。）に基づき免許を受けている麻薬小売業者にかかる業務を行わない役員について、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にすること等の措置を講ずることが盛り込まれました。

つきましては、麻薬小売業者を含め、法第3条第3項第7号にいう「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」の範囲について、課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしますので、貴管下関係業者に対する周知及び指導について、遺漏なきよう適切な対応をお願いいたします。



新旧対照表（「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について）

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年 3 月 17 日法律第 14 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 7 号にいう「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」とは、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員 ・合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員 ・合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員 ・株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び法の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び法の免許に係る業務を担当する執行役。 ・外国会社にあつては、会社法第 817 条にいう代表者 ・民法法人・協同組合等にあつては、理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。 <p>2 法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に当たっては、登記事項証明書、定款、組織規定（図）、業務分掌表等上記 1 にいう当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類を添付すること。</p>	<p>1 麻薬取締法第 3 条第 3 項第 6 号にいう「法人は団体であつて、その業務を行う役員」とは、合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員、合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員、有限会社又は株式会社にあつては、代表取締役及び麻薬取締法の免許に係る業務を担当する取締役、民法法人、協同組合等にあつては、理事全員を指すものであること。</p> <p>2 法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に当たっては、登記謄本、定款、組織規定（図）、業務分掌表等上記 1 にいう当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類を添付すること。</p>